



ワンクリック請求の

消費者注意報



case.1

「トラブル解決します」の広告から二次被害!?



「トラブル解決」とネット検索したら…

ネットで検索したら、「アダルトサイトのトラブルを解決」というホームページが上位に表示されることがあります。そこには「相談無料!」「24時間受付」などと書かれており、電話すると「放つておいてはいけない」と不安をあおられ、「裁判にならないようにしてあげる」「請求をとめてあげる」など言われ費用を請求されます。



公的相談窓口だと思ったのに…

ネットの検索で上位に表示されたところを公的機関と勘違いして相談した先が、探偵事務所や行政書士事務所で、解決のために費用を請求されたという相談が寄せられます。

探偵や行政書士が、本人に代わって解約や返金の交渉して、報酬を得ることは認められていません。相談している相手がどこなのかしっかり確認しましょう。



「ワンクリック請求」の対処法は?

アダルトサイトなどで「料金の表示がない」場合、「年齢確認のボタンを押しただけで有料の契約をするつもりがなかった」場合、契約は不成立と考えられます。

サイト業者に連絡しない・支払わないことが一番よい対処法です。

心配な時は行政の相談窓口へお電話ください。
(裏面参照)



ご相談はお近くの消費生活センターへ

2015年8月発行

制作:NPO法人京都消費生活有資格者の会 発行:京都府
イラスト:同志社大学 のんたろん



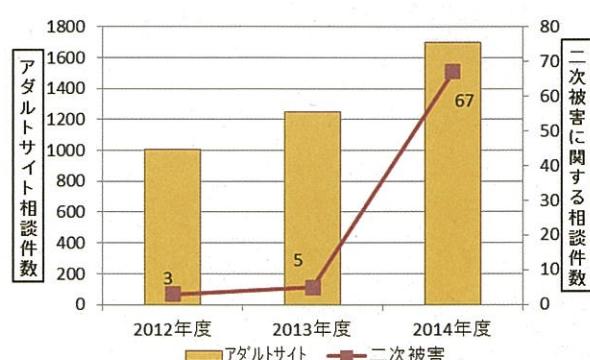
京のチエックポイント



「ワンクリック請求」の二次被害が急増中!!

ワンクリック請求とその二次被害についての相談件数

京都府相談機関受付分



アダルトサイトのワンクリック請求のトラブルでネット検索し相談した相手が探偵業者や行政書士だったという二次被害に関する相談が急増しています。(左グラフ参照)

ネット上の広告や業者のことばを鵜呑みにして、言われるままに契約しないようにしましょう。

「ワンクリック請求」の二次被害にあわないために

- 「アダルトサイトのワンクリック請求」は
あわてて連絡しない! 絶対に支払わない!
- 相談する相手を間違わないで! 相手をしっかり確認しよう!
「トラブル解決」をうたい費用を請求する相手には要注意!
- ◆心配な時は「188(いやや!)」にお電話ください!
お近くの消費生活相談窓口へつながります



不安などきは
まずお電話を!

消費者ホットライン 188(いやや!)
(お近くの消費生活相談窓口へつながります)

京都府消費生活安全センターくらしの相談 075-671-0004

高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144

消費生活土日祝日電話相談(緊急のみ) 075-257-9002